愛西市告示第１８１号

令和８年７月９日

公　示　送　達　書

愛西市長　日　永　貴　章

次の書類を地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達します。
なお送達すべき書類は愛西市役所保険年金課において保管してあり、申し出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者　氏名（名称）	送達すべき書類
DAO　QUANG　HUNG	地方税法により送達すべき書類
KARTAL　MURAT	地方税法により送達すべき書類
GAO　DANDAN	地方税法により送達すべき書類

（注意）

地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき（令和８年７月１６日）に、書類の送達があったものとみなされます。